

議案第142号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市観音町保育園	川崎市川崎区観音1丁目10番3号
川崎市京町保育園	川崎市川崎区京町3丁目26番1号

」

を

「

川崎市観音町保育園	川崎市川崎区観音1丁目10番3号
-----------	------------------

」

に、

「

川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号
------------	-----------------

川崎市戸手保育園	川崎市幸区戸手本町2丁目420番地 1
----------	------------------------

を

「

川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬3丁目4番8号
------------	-----------------

に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

京町保育園及び戸手保育園を廃止するため、この条例を制定するものである。